

農林水産委員会議録第二十八号

昭和三十三年四月十六日(火曜日)

午前十一時七分開議

出席委員

委員長 小枝 一雄君
委員 久衛君 理事 笹山茂太郎君
理事 白濱 仁吉君 理事 山口長治郎君
理事 芳賀 貢君

五十嵐吉藏君 石坂 繁君
大野 市郎君 川村善八郎君
木村 文男君 椎名 隆君
鈴木 善幸君 永山 忠則君
原 捨思君 本名 武君
松浦 東介君 村松 久義君
阿部 五郎君 赤路 友藏君
伊瀬幸太郎君 石田 有全君
石山 權作君 中村 英男君
山田 長司君

出席政府委員

農林事務官 永野 正二君
(大臣官房長)

委員外の出席者

農林事務官(農
林經濟局農業
保險課長) 丹羽雅次郎君
専門員 岩隈 博君

四月十六日

委員永井勝次郎君辭任につき、その
補欠として川俣清君が議長の指名
で委員に選任された。

本日の會議に付した案件

農業災害補償法の一部を改正する法
律案(内閣提出第一三二号)
農業災害補償法臨時特例法を廃止す
る法律案(内閣提出第一三二号)

第一類第八号

農林水産委員会議録第二十八号 昭和三十三年四月十六日

農業災害補償法第七條第四項の共
済掛金標準率の改訂の臨時特例に關
する法律案(内閣提出第一三二号)

豪雪による農業施設及び農作物の被
害状況について派遣委員より報告聴
取

○小枝委員長 これより會議を開き
ます。

新潟県における豪雪による農作物及
び農業用施設の災害状況について調査
を進めます。この際まず派遣委員より
調査報告を求めることにいたします。

○吉川(久)委員 私は、新潟県下の豪
雪による農林業の被害調査のため派遣
せられました委員を代表して、現地の
実情並びに調査の結果を御報告いたし
ます。

本調査に派遣された委員は、伊瀬幸
太郎委員と私の二人であります。地
元から大野市郎委員と稻村隆一代議士
が参加せられ、四月十一日より十三日
までの三日間にわたり、新潟県中央部
の山岳地帯を占める南魚沼郡、北魚沼郡
及び中魚沼郡下並に長岡市に参りま
して、農林業に対する豪雪被害の実情
につき、つぶさに実地調査いたしましたの
であります。時間の関係と積雪多き通
行不可能のために調査できなかった地
域で、最も激甚な被害が予想せられる
山岳部奥地の事情につきましては、こ
の豪雪の中を危険を冒しておいでいた
だいた町村の代表の方々多数にお会い
いたし、身を切られるような悲痛な実

情の説明を承りましたので、実地調
査同様の理解ができたのであります。

新潟県における雪の多い地方は、中
部山岳地帯で、われわれ調査班の参り
ました三郡のようであります。この地
方の雪の状態を、海拔二百メートル弱
の地点にある農林省林業試験場十日町
試験地の統計に見ますと、過去十五年
間の平均は、初雪が十一月十九日、終
雪は四月十日、降雪日数は八十九日間
となっており、根雪は十二月十一日か
ら始まり四月二十一日までの百三十一
日間、雪の中に生活する期間は百六
十三日と、半年近い間を過ごすこと
なるわけであり、降雪量を累計し
たしますと、過去十年平均は十メー
トル十九センチ、最高積雪日は二月二十
九日で積雪量は一メートル八十八セン
チであります。この試験地における豪
雪といわれる三メートル以上の積雪を
記録した年は大正六年から昭和三十
二年までの四十年間に十回を数えること
ができるのであります。そのうち最
も大きい被害をもたらした年は昭和十
九年から二十年に降った雪による被害
であります。この年の降雪量は過去
にはなほはしく、累計は実に二十一
メートル三センチに達し、平年の二
倍をこえ、積雪量も十二月において二
メートル三十五センチ、一月は三メー
トル八十五センチ、二月においては四
メートル二十五センチと最高を示し、
三月は三メートル八十七センチ、四月
は二メートル八十センチ、五月に入っ
てもなお九十五センチという新潟県積

雪史上の新記録を残し、最高積雪量
は、平年の二・二六倍に当るほどの豪
雪であり、消雪の時期も五月十二日
であつて、平年より二十二日もおくれ
たのであります。海拔五百メートル以上
の山間地方においては、降雪時期は十
日から二週間も早く始まり、消雪時期
は反対に十日から二週間おくれること
となり、積雪量も海拔二百メートル地
点に比し二倍近い量とされているよう
であります。この十九年豪雪の年は、
政府におきまして、これが対策に非
常に熱意を持ち、二百七十万円に上る
補助金を支出し、農林被害の防止に努
めたのであります。

以上は過去における最大の豪雪被害
の概要であります。今年の豪雪はそ
の特徴から見ても、この十九年豪雪被害
を上回ることが予想せられるのであり
ます。すなわち、今年の降雪は十一月
下旬から始まり、十二月において十九
年の豪雪量より六センチ多い積雪量と
なり、最も降雪量の多い一月において
は中だるみといった降雪量で二メー
トル二十二センチに減りましたが、二
月に入り降雪を増し、三月下旬までに二
メートルをこえる積雪となったのであ
ります。三月下旬における三メートル
以上の積雪量の年は過去においても五
回見られますが、今年の最も特徴とな
る現象は、消雪速度が非常に遅いこと
とでありまして、十九年の豪雪時にお
いては五月一日にまだ九十五センチ
の積雪があり、それが消雪したのは五
月十二日となっております。今年の積

雪を四月十一日現在において十九年の
積雪と比較して見ますれば五十センチ
も多いとのことであります。従つて、
消雪速度は最も早い年で五・三セン
チ、最もおそい年で一・七センチとな
り、平均三・六センチとなつておるの
であります。豪雪年の平均融雪量の
四・五センチから計算しても五月十五
日以後になるのではないかと憂慮され
ている現状であります。このように、
消雪時期がおくれるということは、積
雪地帯、特に深雪のこの地方におきま
しては、消雪を待つて行ふまきの伐
採、桑畑の耕起、蚕の掃き立て、田畑
の諸作業等、いわゆる労働のピークが
短期間に集中し、またはその消雪の時
期によつては同時に重複してくること
となり、従つてすべての作業を完全に
行うことは至難で、適期を逸すること
により農産生産は著しく減産すること
が明らかに予想されるわけで、これを
防ぐには一にも二にも耕地上の積雪を
一日も早く消すことにかかつてはな
け、すべての生産量を左右する基本
的条件となつているのであります。こ
の消雪の時期により生産を左右される
危険下に置かれた積雪耕地面積は、水
田十七万七千町歩のうち五万二千町
歩、普通畑六万町歩のうち二万九千町
歩に及んでいるのであります。

消雪の方法は種々研究が行われたよ
うであります。土を雪上に散布する
という一見非常に原始的に思われる方
法が現在までに考えられた最もよい方
法のように、今なお採用されておるの

雪を四月十一日現在において十九年の
積雪と比較して見ますれば五十センチ
も多いとのことであります。従つて、
消雪速度は最も早い年で五・三セン
チ、最もおそい年で一・七センチとな
り、平均三・六センチとなつておるの
であります。豪雪年の平均融雪量の
四・五センチから計算しても五月十五
日以後になるのではないかと憂慮され
ている現状であります。このように、
消雪時期がおくれるということは、積
雪地帯、特に深雪のこの地方におきま
しては、消雪を待つて行ふまきの伐
採、桑畑の耕起、蚕の掃き立て、田畑
の諸作業等、いわゆる労働のピークが
短期間に集中し、またはその消雪の時
期によつては同時に重複してくること
となり、従つてすべての作業を完全に
行うことは至難で、適期を逸すること
により農産生産は著しく減産すること
が明らかに予想されるわけで、これを
防ぐには一にも二にも耕地上の積雪を
一日も早く消すことにかかつてはな
け、すべての生産量を左右する基本
的条件となつているのであります。こ
の消雪の時期により生産を左右される
危険下に置かれた積雪耕地面積は、水
田十七万七千町歩のうち五万二千町
歩、普通畑六万町歩のうち二万九千町
歩に及んでいるのであります。

消雪の方法は種々研究が行われたよ
うであります。土を雪上に散布する
という一見非常に原始的に思われる方
法が現在までに考えられた最もよい方
法のように、今なお採用されておるの

雪を四月十一日現在において十九年の
積雪と比較して見ますれば五十センチ
も多いとのことであります。従つて、
消雪速度は最も早い年で五・三セン
チ、最もおそい年で一・七センチとな
り、平均三・六センチとなつておるの
であります。豪雪年の平均融雪量の
四・五センチから計算しても五月十五
日以後になるのではないかと憂慮され
ている現状であります。このように、
消雪時期がおくれるということは、積
雪地帯、特に深雪のこの地方におきま
しては、消雪を待つて行ふまきの伐
採、桑畑の耕起、蚕の掃き立て、田畑
の諸作業等、いわゆる労働のピークが
短期間に集中し、またはその消雪の時
期によつては同時に重複してくること
となり、従つてすべての作業を完全に
行うことは至難で、適期を逸すること
により農産生産は著しく減産すること
が明らかに予想されるわけで、これを
防ぐには一にも二にも耕地上の積雪を
一日も早く消すことにかかつてはな
け、すべての生産量を左右する基本
的条件となつているのであります。こ
の消雪の時期により生産を左右される
危険下に置かれた積雪耕地面積は、水
田十七万七千町歩のうち五万二千町
歩、普通畑六万町歩のうち二万九千町
歩に及んでいるのであります。

消雪の方法は種々研究が行われたよ
うであります。土を雪上に散布する
という一見非常に原始的に思われる方
法が現在までに考えられた最もよい方
法のように、今なお採用されておるの

雪を四月十一日現在において十九年の
積雪と比較して見ますれば五十センチ
も多いとのことであります。従つて、
消雪速度は最も早い年で五・三セン
チ、最もおそい年で一・七センチとな
り、平均三・六センチとなつておるの
であります。豪雪年の平均融雪量の
四・五センチから計算しても五月十五
日以後になるのではないかと憂慮され
ている現状であります。このように、
消雪時期がおくれるということは、積
雪地帯、特に深雪のこの地方におきま
しては、消雪を待つて行ふまきの伐
採、桑畑の耕起、蚕の掃き立て、田畑
の諸作業等、いわゆる労働のピークが
短期間に集中し、またはその消雪の時
期によつては同時に重複してくること
となり、従つてすべての作業を完全に
行うことは至難で、適期を逸すること
により農産生産は著しく減産すること
が明らかに予想されるわけで、これを
防ぐには一にも二にも耕地上の積雪を
一日も早く消すことにかかつてはな
け、すべての生産量を左右する基本
的条件となつているのであります。こ
の消雪の時期により生産を左右される
危険下に置かれた積雪耕地面積は、水
田十七万七千町歩のうち五万二千町
歩、普通畑六万町歩のうち二万九千町
歩に及んでいるのであります。

ひにその後におきます関係各方面の御

意見も努めて尊重いたしまして、さらに

にまた最近におきます事息の推移をも考へあつせまして、本改正案を立案し

た次第でございます。

次に法案の内容について御説明を申

上げます。改正案の骨子の第一は、

制度内容の合理化でございます。さき

に申しました通り、現在の事業運営の

実態が、法律の規定とかなり遊離いた

しておりますことは、一方には行政庁

の指導監督及び事業を行いますところ

の事業の主体の側に不十分、不徹底な

点が多かつたことはもちろんでござい

の關係者の内導と協力を得ねばする

ように、法律制度自体も、農業の現

農家の実態に即応いたしましたも

のに改める必要を痛感した次第で

ございます。その趣旨におきまして、

従来農家から要望のありました諸点を

できるだけ今回の改正に織り込むこと

といたしたのでございます。

ます引き受け方法及び共済金の支払

いにつぎましては、従来は一筆反建制

でございまして、組合ごとに反当りの

したためて、一つの組合の中では二百

とれますたんぽでも、三石とれます

たんぽでも、被害の程度が、たとえば

五〇％被害というように程度が同じで

ございますれば、一律に同じ金が支払

われるという不合理があつたのでござ

いますが今回は百六条及び百九条を改

正しいしまして、一筆石建制を採用し、

各筆の生産力に応じてそれぞれ異なる

量を引き受ける、正確に申しますれ

は、そのたんほの平年作におきます収

積量の百分の七十に相当する不変定率

き受けることといたしました。これに、組合の定款で定めるところの一定の石当り共済金額を乗じましたものをその筆の共済金額とすることとした。各たんはの生産力に共済金額を応ぜしめるようにしたのであります。さらに実際の被害発生後に支払います共済金につきましては、実際ののとれ高が、さきに申しました引き受け石数を下回りました場合に、その下回った石数に石当りの共済金額を乗じた額を支払うというふうに行われるように改正をいたしました。また、右に申しました石当り共済金額の選択の範囲につきまして、従来は取量区分と申しまして、その村の平均実収による区分、それから危険階級区分と申しまして、その村が属します危険階級に応じて村が選びます反当り共済金額は必ずしも自由でなく、一定の制限があったわけでございます。今回はその取量区分並びに危険階級から課せられた制限のいづれをも撤廃いたしまして、石当り共済金額の七割、五割、三割、二割というものを一、米価一万円と仮定いたしますれば、七千円、五千元、三千元、二千元の四者のうちいずれか一つを定款で定めて選ぶことができるというふうにしたのでございます。これが百六条でございます。

次に料率の設定についてでございます。従来、同一市町村内では同一の料率を適用して参ったのでありますが、申すまでもなく、市町村の区域の中でも山場地帯と平地地帯とはその被害の態様が著しく異なる事例も少くないのでございます。いかに共済精神と申しまして、そこにはおのずから限度があるものでございまして、年々かかる状況では低被害の地帯の農家の自発的な協力を期待することが困難なのでございます。今回百七条を改正し、過去の被害実績をもとにいたしまして組合等の区域をさらに幾つかに区分し、それぞれに料率を定め得ることとしたのでございます。なお、在来、都道府県別に農林大臣が示します共済掛金標準率を、都道府県知事の手を経まして十二の段階に分解配分し、県内の市町村はこの十二の危険階級区分のいずれかに属せしめることとしておったのでございますが、改正後におきましてはこの数を増加して十八段階に拡大をいたし、掛金率をなるべく被害率の実態に近づける方法をとる考えでございます。

制度内容の改正点の第三は、組合への当然加入の問題でございます。この制度が農業災害という特殊な災害に對します農家相互の共済制度でございます限り、当然加入の原則がくずし得ないことは申すまでもございせん。しかし、その耕作の規模のいかんにかかわらず、いやくも米麦を耕作する農家はすべて当然加入でなければならぬといえます。ことに被害が考えられないわけでございせんので、今回は、一定の規模以下の零細な農家につきましては加入、脱退の自由の道を開いたのでございます。従いまして、現行法では、組合員の資格を有しますものは当然組合員となりますと同時に、組合と組合員との間には当然に農作物共済及び蚕繭共済の共済関係が成立するという建前に相なっておったのでございますが、今回はこれを改めまして、組合員の資格のあるものでも、定款で定めます規模以下のものは加入、脱退の自由を認めることといたしました。その者の申し込みがなければ共済関係は発生しないこととしたのでございます。このような諸点に關しまして、改正条文は法の十五條、十六條、百四條、百四條の二、百四條の四、五でございまして、同様な趣旨からいたしまして、百四條の五におきまして、当然加入の組合員でありますといふにかかわらず、共済目的の種類別に見ましてきわめて僅少なものは、その僅少なもののについての共済関係を停止することといたしました。たとえば、水稲につきましては、一町歩以上という大規模の農家でありまして、裏作麦の耕作が一反歩以下というような農家は、その麦につきまして共済関係を停止することができるようでございます。市町村が行います共済事業の場合も組合の場合に準ずるわけでございます。

次に損害評価についてでございます。これがこの制度のなめなす重要な問題であり、それだけにその改善策もきわめて困難であることは申すまでもございせんが、この法律改正案におきましては百四十三條を新設いたしまして、損害評価会及び損害評価委員を法定の機関といたしまして、損害評価の権に當りますこれらの人々の職務内容を明らかにいたし、もってその責任の自覚を促しますとともに、九十八條の三におきまして、損害評価の時期、方法等につきまして、主務大臣が定めます準則に従わなければならないことを定めまして、損害評価の厳正な実行を期することとした次第でございます。そして、その運用に當りましては、従来農家側から非常に強い要望のございましたいわゆる一律削減の制度を認めることといたしまして、当初組合が共済金を受領する適格者と認めました組合員に對しましては、必ず共済金が渡るといふように措置することといたしますとともに、損害評価の事務の迅速化をはかりまして、たとえ水稲等につきましては、遅くも旧正月までには共済金の支払いを実現し得るよう努める所存でございます。

改正案の骨子の制度内容に次ぎます第二の点は、農家負担の軽減でございます。現行法の掛金の国庫負担の方式によりまして、農家と国の負担割合は、低被害県は農家の負担割合が大となつておるのでございます。そこで、今回これらの問題を解決いたしまして、通常共済掛金標準率に對応します共済掛金につきましても、国の負担割合を在来の三分の一から二分の一に引き上げたのでございます。その結果国は、超異常共済掛金標準率に對應いたしますものにつきましては全額を、通常及び異常共済掛金標準率に對應するものにつきましては二分の一を全都道府県一律に負担することとなつたのでございます。この改正によりまして国の負担すべき金額の増加分は年間約四億七千万円程度を予定いたしておるのでございます。

改正案の骨子の第三点は、事業主体の特例でございます。農業災害補償制度の実施主体は、現行法では市町村段階におきましては農業共済組合、県段階におきましては農業共済組合連合会、それから政府の段階におきましては別会計、この三段階になっておりますことは御承知の通りでございますが、この制度が農家のための相互共済の制度であるという趣旨から、現行法では農家の自主的団体でありますところの共済団体がこれを行つたという建前に相なつておるのでございます。しかしながら現在の共済組合運営の実態を見ますに、事業運営の面からいたしましても、また農家の立場からいたしましても、事業主体を変更することがより適切である場合がなしとしないのでございます。たとえば共済の対象となります田畑の面積がきわめて少い組合にありまして、独立の法人でありまして以上、總會なり理事者を必要とするわけでございます。また専従職員も置かざるを得ないのでございますが、その所要経費を負担する組合員数はきわめて少く、組合員一人当たり、あるいは単位面積当りの負担額は過重となりまして、この負担の過重が掛金なり賦課金の徴収困難の原因となりまして、ひいては事業運営の滞りを來す結果に相なつておる場合もございまして、このような事例は山間地帯の組合ばかりでなく、全国にその例は必ずしも少なくないのでございます。このような場合に現行法で行われております方法は、役職員の兼任、事務所の併置でございます。現に三十年度末現在で市町村長と共済組合の組合長の兼任しておりますものは約一〇％になります。それから市町村の役場とその事務所とが併置されておりますものは全組合中約二〇％に達する状況でございます。このような実態のもとにおきましては、共済事業の適正な執行と農家負担の軽減がはかられます限りにおきまして

は、農家から自発的な要望があります。場合、共済事業を市町村が行うことは、これを拒むべき理由はないかと考えるのでございます。従いまして共済組合の行う共済事業の規模が一定の基準に達しない場合、その他政令で定めます特別な理由がある場合におきましては、事業主体の変更を認めることとした次第でございます。その他政令で定める理由につきましては、各方面の御意見を十分承わって検討したいと考えておるのでございます。以上述べましたところからいたしまして、事業主体の変更によって事業の運営が適正化かつ効率化せられ、しかも農家負担が軽減されるということが事業計画なり共済事業の実施に關します市町村の条例等から十分明らかにすることができるとがこういう政令の内容の不可欠な条件ではなからうかと考えておる次第でございます。事業主体の変更に関する手續につきましても、さきに述べました趣旨から慎重な取り扱いをいたしておるのでございまして、組合の申し出と市町村の合意によりまして初めて都道府県知事に許可の申請をなし得ることとなっております。また組合が申し出の意思決定をなすに當りましては、個々の組合員の意見を十分反映せしめる意味におきまして総会の特別議決を要することとしたしまして、総代会の議決をもって総会の議決にかえることはできないことにいたしました。この関係は法の八十五條の二及び三でございます。市町村が行います共済事業の種類につきましては、地方公共団体の性格その他から考えまして、公共的な事業に限る趣旨で、農作物共済、蚕繭共済及び家畜共済の三者に限定をいたしました。いわゆる任意共済事業はこれを行わないこととした。なおこれに伴いましてこれらの地域の農家の建物共済その他の任意共済の取り扱いにつきましては、法百三十二條の二を改正いたしました。連合会が共済事業が市町村によって行われております地域の農民と任意共済関係を結ぶことができるようにいたしました。市町村が共済事業を行う場合におきまして、当然に共済組合連合会の会員になること、それから掛金及び賦課金を徴収し得ること、その他事業運営につきましては組合の場合に準じた取扱いをいたしておるわけでございます。

それから改正案の骨子の第四は指導監督の強化でございます。共済事業の運営が必ずしも適正に行われておりませんことは会計検査院、行政管理庁の指摘にもある通りであり、まことに遺憾であるとして存じており、また監督の衝にあるわれわれの責任を痛感いたしておる次第でございます。このような事態を生じました原因を深く反省してみますに、一つには戦後の混乱時代に準備の不十分のまま発足いたしました当時の混乱が、今なお情性として残存して順法意識に欠けておること、それから役員その他に対する訓練が足りなかつたこと、それから行政庁の監督権限が不十分であつたこと等があげられると存するのであります。従いまして今次改正法案が幸いに成立いたしますならば、推進をたつとばす、行政庁、共済団体の役員はもろろん、個々の農家に至りまですまで改正の趣旨を徹底的に認識させまして、この法律の施行に對処する觀念を根本的に改めたいと存しております。この法律の施行期日を昭和三十三年一月一日にいたしました理由は、技術的ないろいろ事情のほかに、十分なる準備と啓蒙を行ひまして制度の適正な実施をすることといたしたい所存から出たものでございます。

次に監督権限の強化でございます。が、もちろんならばに権限の強化のみを考えることは厳に慎むべきだと考えるのでございます。この際必要最小限度の規定を整備することは必要であると考えまして、九十九條の二におきまして、組合段階の会計経理を法律上明確にいたしますとともに、百四十二條の五におきまして報告に基きまして必要措置命令が出せるといふ規定と、それから事業の適正かつ効率化のために監督命令が出せる規定を整備いたしました次第でございます。現行法では必要措置命令につきましては共済団体の業務または会計が法令、法令に基いてする行政庁の処分または定款に違反すると認められた場合におきまして、検査を行なつたあとでなければ発動することができないことになつておつたのでございます。今回は報告を徴しました結果、右の事実が明らかでございまして、あらためて特に検査の終了まで待つ必要もなく、またそれでは時期を失することと考えられますので、以上のごとく改めた次第でございます。

次に監督命令でございますが、現在必要措置命令は、さきに述べましたごとく法令または定款違反等の場合にのみ発動できるのであります。その必要を認めましても不適当な行為につきましては発動できないわけでござい

す。たとえば当然免責すべき事由があるにもかかわらず、組合の理事者が免責を行わないというような場合その他につきましては、在来は方法がなかったたのでございますが、今回は監督命令を発し得ることとなるのでございます。従来の必要措置命令と異なりまして、あらかじめ検査手續を要しないで不当な共済金支払いの一時停止、もしくは支払い方法の変更、その他緊急措置をとることも可能となるわけでござい

ます。なおこの監督命令に共済団体が違反いたしました場合には、行政庁は当該団体の役員の一部または全部の改選を命じ、またはそれに従わない場合は役、職員を解任することができるといたした次第でございます。

以上で本法案の概要と趣旨の補足説明を終ります。

次に、農業災害補償法第七條第四項の共済掛金標準率の改訂の臨時特例に關する法律案につきまして、その概要を御説明申し上げたいと存じます。農業災害補償法第七條第四項の共済掛金標準率につきましては、五年ごとに改訂することとなつておりました。水稲と麦につきましては、ちょうど本年が改訂期に當つておるのでござい

ます。そこで本来ならば本年度におきまして共済掛金標準率の改訂を行わなければならないのでございますが、先ほど御説明申し上げました通り、農業災害補償法の一部を改正する法律案によりまして、昭和三十三年から引き受ける方式の変更、すなわち一筆反建から一筆石建に改めますことと相待ちまして、従来同一市町村には同一の共済掛金標準率を適用しておりましたものをより個別化したしまして、市町村

の区域をさらに幾つかの区域に区分いたしまして、その実態に応じた共済掛金率の設定を行うことといたしましたので、この制度の改正が実現いたしますれば、新しく共済掛金率を設定いたさなければならぬのでございます。

そこで本年度改訂を行ひましても、また来年度において新しい共済掛金率を設定いたさなければならぬことになりまして、料率の個別化の準備作業は、できまうことならこの五月、六月ごろから着手したい所存でございます。そこで、末端での混乱を避ける必要もございまして、この際は料率改訂を一年延長することとした次第でございます。

最後に、農業災害補償法臨時特例法を廃止する法律案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

農業災害補償法臨時特例法は、昭和二十七年の六月に制定されまして、これに基きまして、五カ年間を試験期間としまして、水稲と麦につきまして全国から五割程度の組合を選定いたしまして、農家単位の共済事業を行なつて参つたのでございます。この農家単位共済につきまして、事業発足当時は全面的にこの方式に移行するという考えも相当あつたのでござい

ますが、現在までの結果によりまして、これを実行いたしますと、共済金支払い対象農家が、現状に比しまして著しく減少いたして参ることと相なるわけであります。また経営規模の大きな農家に対しては、当然共済金を受け取る機会が減りますので、料率の面で、あるいは払い戻しの面で、何らかの特別の工夫研究を要しますことが明らかに

なつて参りました。農家単位の料率の

算定そのものにつきましても、なお検討を要しますことが多々あることが明らかになりました等の理由によりまして、この制度はいろいろの利点は確かにあることはあるのですが、今直ちにこの方式に移行することは無理かと存じましたので、予定されました試験期間の満了に伴いまして、同法の附則二項及び三項によりまして、この法律を廃止し、必要な経過措置を定めることとした次第でございます。

以上が三案につきましての概要でございます。

○芳賀委員 ただいま補足説明のありました農災法関係三案につきまして、資料の要求をします。今保険課長から説明されたその内容は、審議上非常に参考になると思いますので、その説明の要旨を資料にしてすぐ配付していただきたい。もう一つは、農災法の臨時特例法を廃止する法案が出ておりますが、五カ年間にわたる農単方式をとった経緯、運営の内容とか、いろいろの長所あるいは欠点等があると思うのであります。その五カ年間の業績の内容を、できるだけ数字等に基いた資料を整えて提出してもらいたいと思います。

○小枝委員長 それではただいま御要求の資料について、すみやかに御提出あらんことを要求しておきます。

それでは暫時休憩いたしまして、午後一時から審議を続行いたします。

午後零時八分休憩

〔休憩後は開会に至らなかった〕